



鳥取県公報

平成14年 5月15日(水)
号外第85号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(66)(税務課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 県税の口座振替等が行われている場合に、納付書に代えて指定金融機関等に磁気テープ等を送付することができることとした。(第14条の2関係)
- 2 当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の6月30日までの間に自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に対し、通常の納税証明書に加えて有効期間を当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の6月20日までとする納税証明書を交付することとした。(第50条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 鳥取県会計規則について所要の改正を行うこととした。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 5月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第66号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下本則において「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下本則において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下本則において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の方法(第50条第2項及び第4項において「口座振替等の方法」という。)によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)若しくは収納代理郵便官署に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の規定による依頼書の提出があったときは、知事に通知するものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定による通知があったときは、納付書又は納付書の記載事項を記録した磁気テープ等(磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をいう。以下同じ。)をその者が預金口座を設け、又は郵便貯金法(昭和22年法律第144号)第7条第1項第1号に規定する通常郵便貯金をしている指定金融機関等又は収納代理郵便官署に直接送付しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期限を当該納税通知書又は納付書に係る自動車税の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書(当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等又は収納代理郵便官署に口座振替等の方法により自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書)を交付するものとする。</p> <p>3 第64号様式の2による証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項に定めるもののほか、所長は、納税者が当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の</p>	<p>(口座振替又は自動払込みの方法による個人の事業税等の納付)</p> <p>第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の方法によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)若しくは収納代理郵便官署に提出しなければならない。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第50条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、第64号様式の2による証明書を交付するものとする。</p> <p>3 前項の証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。</p>

6月30日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する場合には、当該年度の4月30日に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、同法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面として、有効期間を当該年度分の自動車税の納期限から当該年度の6月20日までとする第64号様式の4による証明書を交付するものとする。

(納税済印)

第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式の5のとおりとする。

様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式及び第64号様式の2 略

第64号様式の3 自動車税納税証明書(磁気テープ等用)

第64号様式の4 自動車税納税証明書(有効期間限定用)

第64号様式の5 納税済印

9～11 略

(納税済印)

第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税済印は、第64号様式の3のとおりとする。

様式目次

1～7 略

8 自動車税関係

第64号様式及び第64号様式の2 略

第64号様式の3 納税済印

9～11 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第64号様式の3を第64号様式の5とし、第64号様式の2の次に次の2様式を加える。

第64号様式の3(第50条関係)

(鳥取県)

自動車税納税証明書

(継続検査用)

年度

登録番号

上記の自動車に係る自動車税は、
滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長

印

本証明書の有効期限

年 月 日

この証明書がないと車検が受けられませんので
自動車検査証と共に大切に保管してください。

次のいずれかに該当するものは無効です。

- 1 登録番号欄に*****印があるもの(未納金がある場合)
- 2 訂正されたもの

第64号様式の4(第50条関係)

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査用)

年度

登 録 番 号	
---------	--

上記の自動車に係る自動車税は、
滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長 印

本証明書の有効期間 年 月 日から 6月20日まで

この証明書は、本年 月 日から 6月30日までの間に自動車検査証
の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税の納付について
口座振替又は自動払込みを利用している方に送付しています。

月 日から 6月20日までの間に車検を受けられる場合は、この証
明書が利用できます。

なお、通常の証明書は、6月中旬に送付する予定です。

1 この規則は、公布の日から施行する。

(鳥取県会計規則の一部改正)

2 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。</p> <p>(1) 納入通知書(納付書、鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)第2条第1項第10号に規定する納付書及び同項第11号に規定する納入書を含む。以下この節において同じ。)及び払込書により納付があったとき。</p> <p>(1の2)-(3) 略</p> <p>(4) 知事又は^{かい}麻長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)又は鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)第14条の2第3項の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。</p> <p>2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は麻長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は麻長から第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。</p> <p>3 指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官署は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 指定金融機関は、第14条第1項ただし書又は鳥取県税条例施行規則第14条の2第3項の規定により送付さ</p>	<p>(指定金融機関等の収納)</p> <p>第27条 指定金融機関等は、次に掲げる場合には、歳入金を収納することができる。</p> <p>(1) 納入通知書(納付書、納入書及び納税通知書を含む。以下この節において同じ。)及び払込書により納付があったとき。</p> <p>(1の2)-(3) 略</p> <p>(4) 知事又は^{かい}麻長から第14条第1項ただし書(第15条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による納入通知書又は磁気テープ等の送付があったとき。</p> <p>2 指定金融機関等は、歳入金の納付を受けたときは、これを領収の上、知事又は麻長から第14条第1項ただし書の規定による磁気テープ等の送付があった場合を除き、領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、知事又は麻長から第14条第1項ただし書の規定による納入通知書の送付があった場合であって、あらかじめ納入者の承諾を得たときは、領収証書の交付を要しないものとする。</p> <p>3 指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納代理郵便官署は、歳入金の納付を受けたときは、収納金払込書(様式第10号)及び収納金集計票(様式第11号)に、収納した現金及び領収済通知書を添えて、知事が指定する指定金融機関の店舗に納付しなければならない。ただし、第14条第1項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金払込書に、収納した現金及び当該磁気テープ等に収納等の状況を記録したもの(以下「収納記録磁気テープ等」という。)を添えて、統轄店に納付しなければならない。</p> <p>4及び5 略</p> <p>6 指定金融機関は、第14条第1項の規定により送付された磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合に</p>

れた磁気テープ等に係る歳入金の納付を受けた場合には、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7~10 略

は、収納金報告書(様式第12号の2)に、収納記録磁気テープ等を添えて統轄店に送付しなければならない。

7~10 略